

紀美野町における短期入所サービス特別枠利用に関する取り扱い

1. 趣旨

国の基準において、短期入所サービスを利用する日数について「利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、要介護認定等の有効期間の概ね半数を超えないようにしなければならない」と記されています。

短期入所サービスについては、利用者が居宅において自立した日常生活を維持するために利用されるべきものであり、在宅生活の維持につながるように留意すべきものであることや短期入所サービス専用のベッドに限りがあることにより、できる限り、認定有効期間の概ね半数を超えない範囲で居宅サービス計画の作成に努めるものとされています。

しかし、居宅サービス作成過程において、利用者の心身の状況や環境等の適切な評価に基づき、必要性に応じて弾力的な運用が可能であるとされていることから、認定有効期間の概ね半数を超えての短期入所サービス利用を「短期入所サービス特別枠利用」と呼び、必要事項を定めることとします。

2. 対象者

(1) 対象者が虐待等により、生命に危険が及ぼされる可能性があるとして客観的に判断される場合。

(2) その他町長が必要と認めた場合。

下記 i ～ iii の条件を全て満たす人で、心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合には、特別枠利用を行うことが可能となります。

(i) 対象者が要介護3以上であること

短期入所サービスを認定有効期間の半数以上の利用が必要とされる対象者は、介護者が不在では生活できないと予測されることから、ほぼ全面的な介助が必要である要介護3以上の認定を受けた方とします。

(ii) 予定していた在宅生活において、同居する家族等が急病等により不測の事態が生じ、自宅では十分な介護が受けられない状況であること。

現状において在宅に戻った場合に介護をする者（介護者が同居・別居であること等は問いません）が、事故や急病等により介護が出来なくなった状態や自宅が火災など災害を受け、自宅において十分な介護を受けられない場合には対象となります。

(iii) 今後、在宅生活が継続される見込みであること

短期入所サービスは対象者が在宅生活を維持するためのサービスであることから、単に在宅生活が困難で施設入所を待機を行うためのサービス利用でなく、現状において今後在宅生活が継続される見込みである場合に対象となります。

3. 申出について

「介護保険短期入所サービス特別枠利用申出書」に必要書類^{*1}を添付し、認定有効期間の概ね半数を超えると見込まれる1箇月前までに提出する必要があります。

添付書類：居宅サービス計画書(1)(2)、利用票・別表の写し

4. 決定について

「介護保険短期入所サービス特別枠利用承認（非承認）通知書」で申請者に行うこととします。

5. その他

特別枠利用を行う期間においては「介護保険短期入所サービス特別枠利用報告書」を承認された翌月から月に1回、必要書類を添付し^{*2}ケアマネージャーは提出する必要があります。

添付書類：利用票・別表の写し、モニタリングを記載した経過支援記録